

# アブダビ日本人学校バス運営会規則細則

アブダビ日本人学校バス運営会

**第1条** アブダビ日本人学校バス運営会が運営するスクールバスを利用する場合の料金を下記のように定める。尚、この料金は、総会の決議により改定される。

**(1) スクールバス料金**

児童生徒・園児が通学・通園のための利用料(年額)を次のように定める。

児童生徒・園児一人あたり 5,000Dhs とし、学期毎に3回に分けて徴収する。

**(2) 次の利用はスクールバス料金を徴収しない。**

- ① アブダビ日本人学校バス運営会が認めた者(アブダビ日本人学校バス運営会規則第16条(2))が、学校・幼稚園への交通手段として利用する場合
- ② 学校教職員等が、アブダビ日本人学校バス運営会規則第23条(1)にあたる業務でスクールバスを運行する場合
- ③ 幼稚園教職員等が、アブダビ日本人学校バス運営会規則第23条(1)にあたる業務でスクールバスを運行する場合

**(3) 次の利用は料金を徴収する。**

- ① 学校又は幼稚園の教育活動に貸し出す場合(アブダビ日本人学校バス運営会規則第23条(1))

一人あたりの1回分の利用額、10Dhs

※引率者等からは、徴収しない。

**第2条** 運営会は、次の者が出退勤のためのスクールバスの利用を許可し、バス料金を徴収しない。(アブダビ日本人学校バス運営会規則第16条(2))

- ① 学校・幼稚園の教職員等で、雇用条件に「出退勤のためにスクールバスの利用を認められている」者

第3条 本細則は、2011年（平成23年）3月15日制定、2011年4月1日施行  
本規則は、2013年（平成25年）3月5日一部改正、同日施行  
本規則は、2014年（平成26年）4月1日一部改正、同日施行  
本規則は、2014年（平成26年）7月2日一部改正、同日施行  
本規則は、2015年（平成27年）2月9日一部改正、同日施行  
本規則は、2015年（平成27年）3月11日一部改正、同日施行  
本規則は、2016年（平成28年）11月23日一部改正、同日施行  
本規則・細則は、2019年（令和元年）7月11日一部改正、同日施行  
本規則は、2021年（令和3年）9月30日一部改正、2022年4月1日施行